

会議録

会議の名称	西東京市文化財保護審議会 平成16年度第4回会議
開催日時	平成16年11月25日（木曜）午後5時から午後7時15分まで
開催場所	田無インゲビル第3会議室
出席者	委員：高島会長、吉野副会長、石井委員、吉田委員、関根委員、都築委員、保谷委員（欠席：並木委員） 事務局：名古屋部長、宮寺課長、小林主査
議題	1 田無神社「野分初稻荷神社」の指定について 2 「旧下田家名主役宅」の保護について 3 その他
会議資料の名称	・西東京市指定文化財候補提案書様式等 ・西東京市史跡公園整備構想懇談会経過報告
記録方法	発言者の発言内容ごとの要点記録
会議内容	
<p>発言者名 発言内容</p> <p>高島会長 定足数に達しているため、文化財保護審議会平成16年度第4回会議を開催する。</p> <p>（前回会議録の確認） 前回会議録が原案のとおり確認された。</p> <p>議題1 田無神社「野分初稻荷神社」の指定</p> <p>石井委員 本日現地視察したが、当初の具財は残っている。修理箇所は北側の背中の板の部分で残り方は非常によい。ただ、下の土台回りには保存上みな変えている。古い様式でなかなか面白い。建物としてはよく残されているといえよう。</p> <p>高島会長 風化した具財を安易に取り替えたりしないで、そのまま活かして赤いペンキを塗っている。</p> <p>吉田委員</p>	

提案書の8の内容・沿革等は、これが野分初稲荷神社であるという決定的な表現である。一方、調査した早稲田の中川氏では、現本殿の前身と伝えられるとなっている。物が古いのは十分わかるが、しかしそれがイコール野分初稲荷神社本殿にはならないのではないか。「社伝によると現本殿の前身として伝えられ」という記載はそういう意味にも受け取れる。

吉野副会長

現在ある野分初稲荷の社殿は、初代田無神社の本殿の建造物であったと書いてあるが、これに関するはっきりした文献的な根拠があれば良いのだが。あるいは建物の中に何か記録があれば。それから、野分初稲荷の御神体、これは別の稲荷社にあったものをこの本殿に移動して安置したものであると書かれている。「1994年境内地内に祀られていたこの地域最後の稲荷社である初稲荷のご神体を納め、野分初稲荷本殿となる」とある。すると建物と御神体とは一緒のものじゃないかということになる。建物と御神体とは私は分けて考える必要があると思う。野分初稲荷の社殿がいつのものか分からないし、歴史的な価値は認めるが、野分初稲荷神社の本殿または田無神社本殿のものであるということをつきつくと混同してしまう恐れがある。建物と御神体とをはっきり分けて評価して考える必要があると思う。そして御神体が納められていた古い稲荷社はなくなっているわけだろう。

石井委員

だからあの建物が田無神社の本殿であったかどうかという問題もあるわけだろう。御神体が入ったために、新たに野分初の名前がついたということもある。

吉野副会長

野分初の御神体に移ったとなればまたそういう評価をしなければならない。

高島会長

それでこの文書でいうと、それはつい最近の1994年となっている。

吉野副会長

それまでは古い稲荷社があったものと思われる。裸で置かれていることはないだろう。多分痛んでいるものがあってそれをこの機会にあそこに移したのではないか。

高島会長

すると、本来は諸伝であるから確認できないが、伝承であろう。すると今後野分初稲荷という名前は厳密に言えば我々は使えないということにもなる。

吉野副会長

たまたま神社の都合で一緒にしたものだろうから、どうもその辺りはもうひとつ納得がいかない部分もある。

石井委員

確かに建造物としてはいいものである。であるからあれがもともと本殿であるという

承認ができれば問題はない。

吉野副会長

移動してからかなり時代が過ぎているのであれば一体となったものとしての評価でよいが、言うなればつい最近のことになる。

高島会長

あの社を審議会としては、野分初稲荷とすることには疑問を持っているということになる。仮に指定するにしても野分初稲荷社殿という名称は使えないことになる。

吉野副会長

賀陽氏としては、あの社殿が古いものでかつて本殿の社殿であった可能性があるものを、何らかの形で文化財に指定してほしいという気持ちがあつてのことではないか。たまたま野分初稲荷が入っているので、野分初稲荷本殿という形で出されたのかなと思われる。とすると、出し方が少しまずいのではないか。野分初稲荷は野分初稲荷で出してもらわなくてはと思う。

石井委員

現野分初稲荷本殿ということになる。

吉野副会長

この社殿は、伝旧田無神社の本殿の建造物である。そこに後に野分初稲荷の御神体を祀ったことがあるというややこしいことになる。もう少し落としどころを考えなくてはならないだろう。

高島会長

伝田無慰殿神社旧社殿ということであろうか。

吉野副会長

伝は付けざるを得ないだろう。建築的評価は問題ない。ここで出た意見を賀陽氏に伝えてもらい、社殿を旧本殿として指定してほしいのか、野分初稲荷をあそこに入れた形で指定してほしいのか、真意を確認してほしい。いずれにせよ、確たる証拠はないのではないか。「言い伝えによると」という言い方しかないのでは。

高島会長

保谷と田無の慰殿神社が非常に密接な関係があることからだろう。

吉野副会長

そういう背景を考えると、何かひとつポイントを押さえて指定したほうがよいと思う。どう指定するか、まだ時間がかかる。

石井委員

建造物としては面白い。具体的な時代は江戸中期頃と思われる。

吉野副会長

色を塗ってしまったのが少し気になる。もう少し木自体が表面に出ているといいのだろうか。

吉田委員

資料に古文書があると記載されているが、できれば現物を確認したほうが良いと思う。「谷戸の宮山から慰殿権現神社が遷宮された」というものを拝見できればと思う。それが分かればかなり明らかになるだろう。

議題2 旧下田家名主役宅の保護

事務局

市への支援方法も含め都と協議中である。

石井委員

あまり長引かせられないので、国の登録文化財ということで進めてもらったほうが早いと思う。国や都は具体的な補助策が示されている。

吉野副会長

審議会としては、市が建物指定に指定替えして、その上で都との調整をしてほしい。都が市指定のものは都指定できないというのであれば、市が折衝して都指定に向けて積極的に進めてほしい。

吉田委員

田無市当時、社会教育課が都に問い合わせをして文化庁に聞いてくれたが、国の価値があると聞いているとのことである。早く補助がついて修理できれば。

事務局

都の登録文化財の支援措置としては、修繕を行なう場合の設計管理費の50%、敷地の地価税の2分の1軽減、家屋の固定資産税の2分の1以内の軽減、そして宗教法人以外が所有する場合の低利融資である。近隣市の補修費補助の実態としては、概ね予算の範囲内で50%程度だと思う。東久留米市では支出限度額 25万円であり多いほうかもしれない。大体が補助対象を石仏や石塔、無形文化財の修繕費あたりに充てており、大規模なものは今までなかったと思う。

石井委員

今年下田家から保存のための修理補助金の申請は出されたのか。

事務局

出ていない。文化財保護条例には補助の項目がある。

吉野副会長

あながち審議会が下田家に要請することは難しいだろう。

高島会長

以上で本日の会議を終了する。